

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靭化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準について妥当性の検証等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化・津波対策、護岸改修等の支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の事業執行でも活用できるように柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の開発や施設改修への支援の取組、また、保安人材育成の支援の取組を進めること。

■ 要請の背景

- 首都直下地震の被害想定においては、東京湾沿岸におけるコンビナート施設にて内容物等の流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や地震被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、加えて、IoT等を導入した産業保安の支援など、強靭化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靭化は、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

(石油コンビナート地域の強靭化について)

石油コンビナート地域を含む川崎臨海部の現状

- ・2,700の事業所が立地・71,000人が就業
- ・石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

＜東京湾沿岸における首都直下地震の被害想定＞

内容物の流出 約60施設
破損等 約730施設

甚大な被害

防災対策が
必要

首都直下地震対策、国土強靭化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靭化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靭化計画」

国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、
防災対策に取り組むことが必要

国

- ・技術基準等の策定
- ・防災対策の支援 等

自治体

- ・法令等に基づく指導
- ・立入検査・訓練 等

事業者

- ・防災対策の実施
- ・保安人材育成 等

取組を推進する
ために

国は首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・法令等に基づく技術基準の妥当性の検証や必要に応じた見直し
- ・事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・I o T等による維持管理技術の開発・活用の促進や
施設改修への継続支援
- ・事業者が行う保安人材育成への継続支援

} が必要

この要請文の担当課／危機管理本部危機対策担当 TEL 044-200-2795

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

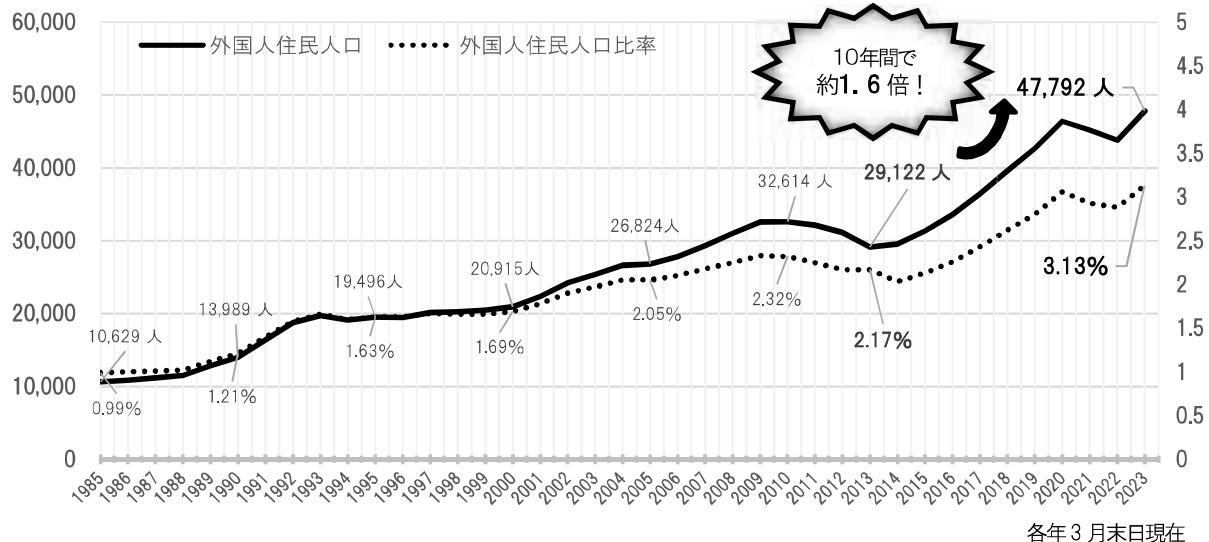
■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、川崎市には 140 を超える国・地域からなる約 47,000 人の外国人が生活しています。その数は、コロナ禍の影響があったものの 10 年間で約 1.6 倍に増加し、外国人住民人口・人口比率は過去最高となり、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- また、外国人との共生社会の実現に向けた取組は将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。
- 国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進するため、基本となる法律を整備することにより、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 本市では、外国人の支援ニーズにきめ細かく即応するため、様々な取組を実施していますが、その中でも独自の取組や、財政措置があっても上限額や交付率などが定められている取組については大きな負担となっています。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができるよう、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる財政支援メニューや、外国人人口の規模に応じた弾力的な財政措置などが必要です。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談件数の推移

年度	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
相談件数 (件)	1,784	1,558	1,702	2,895	2,976	3,314

■ 川崎市の取組例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口	区役所総合案内の多言語化
通訳サービス・音声翻訳機の活用	ボランティアの育成	外国人介護人材の受け入れ
居住支援	日本語指導が必要な児童生徒	識字・日本語学習活動

5年間で
約1.8倍!

共生社会の実現に向けて

- 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため

➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要

- 取組の着実かつ持続的な実施のため

➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要

法的な位置付けがなく、
自治体により取組に差異

物価高騰を踏まえた福祉施設等への支援について

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省】

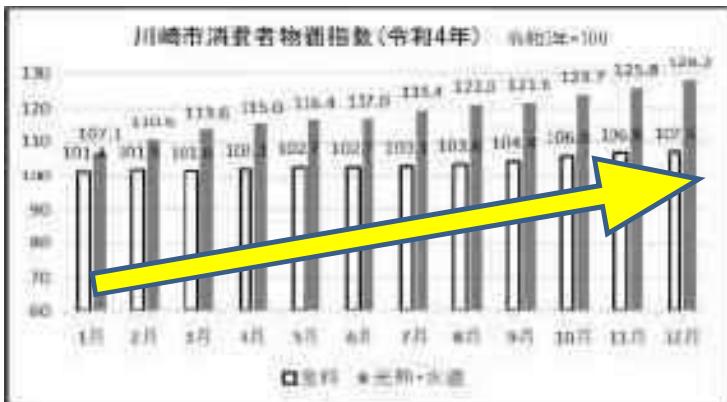
■ 要請事項

エネルギー価格等の物価高騰の影響が長期化する中、事業者が安定してサービスを提供することができるよう、また利用者が大きな負担を抱えることなくサービスを受けることができるよう、必要な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による助成対象となっているよう、福祉施設等の事業者等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に追われる中で、令和3年度以降のエネルギー価格等の物価高騰により、光熱費支払いの負担が増加するなど、特に大きな影響を受けています。
- 事業所のサービス提供に対する公定価格は、国で定められたものであり、物価の高騰が、すぐに単価に反映されるものではありません。
- 本市では、令和4年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉施設等物価高騰対策事業を実施しました。また国においては、令和5（2023）年3月に、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を7,000億円増額し、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化することが示されたところですが、エネルギー価格等の高騰の収束が見通せない状況であるため、原油価格・物価高騰分を公定価格に的確に反映させる必要があります。
- 福祉施設における施設整備事業においては、近年の建築工事費上昇により事業者の負担が著しく増加し、入札不調や工事遅延を生じる原因になっており、適正な施設整備費補助金を確保し、安定的に計画に沿った施設整備の推進を図るため、施設整備費補助の拡充が必要です。

■ 物価高騰の影響



食料、光熱水費等の値上がりが続き、利用者及び事業者の負担が増額

- 値上がり分の全てを転嫁し居住費・食費を値上げした場合、利用者の負担が増加。
- 値上がり分の一部を転嫁し居住費・食費を値上げした場合、事業者と利用者の負担が増加。
- 値上がり分を転嫁しない場合、事業者の負担が増加。

各施設・事業所への物価高騰対応として補助金を支給

- 令和4年度支援実績 計 18.4 億円 ※事業所からの申請額ベース
- 高齢者施設等 12.8 億円 (申請施設数: 1,780)
- 障害者施設等 3.2 億円 (申請施設数: 1,071) ※保護施設 (申請施設数: 1) 含む。
- 保育所等 2.4 億円 (申請施設数: 681)

利用者、事業者の負担を今後も継続して軽減するため、
臨時的な交付金の対応ではなく、適時に公定価格を改定すること

- 物価高騰に伴い、建築工事費も上昇。事業者の負担が著しく上昇。

【参考】建設費に係る指数の比較

団体名	R 3. 9	R 5. 4	差	上昇率	平均
経済調査会	143.6	163.0	19.4	13.51%	14.5%
建築物価調査会	122.8	142.5	19.7	16.04%	

※令和4年度予算策定期と令和5年4月における建築指数の増加率は 14.5%

○本市の状況

令和2年度以降、施設建設に要する工事金額が上昇しており、入札不調や工事遅延を生じる原因になっている。

○本市の対策

事業者による建築仕様の見直しによる自助努力も限界を超えており、安定的な施設開所のため、令和5年度予算について、14.5%相当分補助単価を引き上げて対応している。【影響額 4.3 億円】

例：民間保育所増改築事業 建築工事費補助単価を 310 千円/m²⇒355 千円/m²に変更
特別養護老人ホーム整備補助金単価を 3,550 千円/1 床⇒4,064 千円/1 床に増額

建築資材の高騰を的確に補助単価・補助率に反映し、
施設整備補助の拡充を行うこと

この要請文の担当課／

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2910

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 TEL 044-200-0873

健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

TEL 044-200-2686

こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

TEL 044-200-3948

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL 044-200-3791

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

TEL 044-200-3630

新興感染症等対応における役割分担に応じた財政措置について

【内閣官房・総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて創設された「連携協議会」での協議の結果を踏まえて都道府県及び保健所設置市等が策定する「予防計画」が実効的に機能する仕組みを構築するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 感染症法では、国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めることとされており、原則として、積極的疫学調査、入院措置、自宅療養者の生活支援等の感染拡大防止対策は、保健所設置市の役割とされ、他方、感染症指定医療機関の指定など、広域的な観点から調整が必要となる事務等は、都道府県の役割とされています。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができるとされています。
- 医療法では、都道府県は、県域における疾病の発生状況等に照らし、特に必要と認める医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされています。
- 上記のように法制度上の権限（役割）が定められている一方で、医療提供体制の確保に係る都道府県・保健所設置市の権限、国庫支出金を含めた財政措置等について、体系立てた整理がなされていない事務が一部存在し、今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、県市間で認識にズレが生じ、混乱を招きました。
- 今回の感染症法一部改正により、平時・非常時における役割分担や連携の在り方の明確化を図るスキームが示されたところですが、新興感染症発生時に実効的に機能する仕組みの構築に当たっては、都道府県、保健所設置市等の各主体が担うべき役割に応じた財政的な裏付けが必要です。

■ 新興感染症等発生時における都道府県・保健所設置市等の役割分担と費用負担について

< 医療提供体制確保に係る関係法令の規定 >

感染症法	国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるように努めなければならない。
特措法	都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。
医療法	都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために計画を定めるものとする。

< 役割分担が不明確だったことによる県内における支障例 >

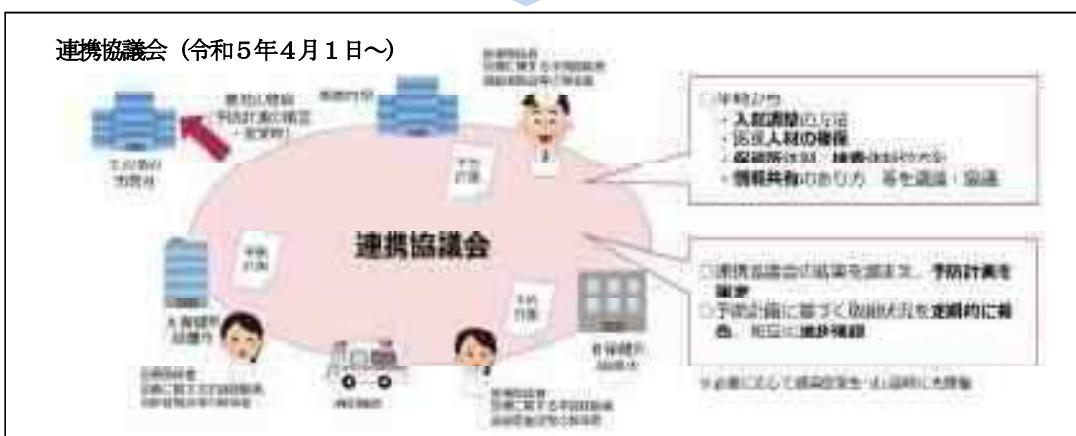
年末年始・GWにおける医療提供体制の整備について

- 県がアンケート調査を行ったところ、協力する医療機関が少ないことが判明
- 受診できない方が発生する可能性
- 協力金を支給し医療体制を確保することとする
- **対応経過**
 - ・令和2年度年末年始：県が協力金を負担（緊急包括支援交付金）
 - ・令和3年度GW：県が協力金を負担（地方創生臨時交付金）
 - ・令和3年度年末年始：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：43,150千円）
 - ・令和4年度GW：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：33,385千円）
 - ・令和4年度年末年始：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：52,500千円）

役割分担が不明確なため
費用負担について認識に
ズレが生じ混乱を招いた

- 一方、東京都では協力金は都が全額負担し市町村負担は求めないなど、都道府県によって費用負担の考え方には差異が生じている

新型コロナ感染症対応を踏まえた感染症法改正に伴い、協議の場として「連携協議会」が創設



都道府県及び保健所設置市等「予防計画」の実行に際して、
実効的に機能する仕組みを構築するため、必要かつ十分な
財政措置を講じること

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 TEL 044-200-2446

政策医療の維持にかかる支援の強化について

【総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である小児救急や周産期医療等の政策医療について、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 今後の新興感染症対応にかかる交付金等については、新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、地域の実情に応じたより機動的な対応を行えるよう、指定都市に直接交付を行うとともに、対象事業を柔軟にすること。
- 3 地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請等については、今後の新興感染症の拡大や大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

■ 要請の背景

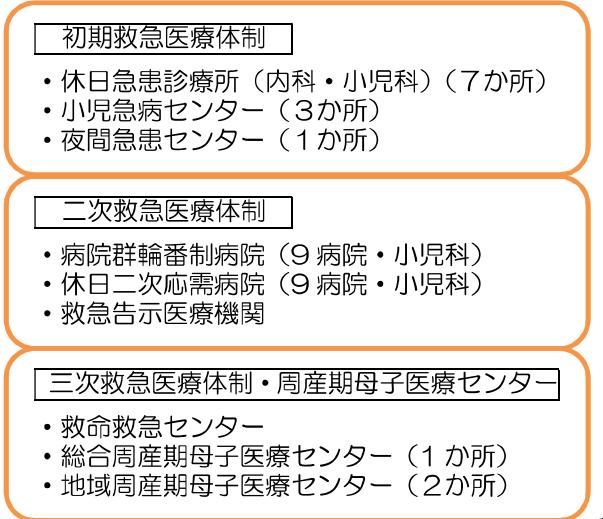
- 小児救急や周産期医療等のいわゆる5事業や、感染症法改正により新たに追加された「新興感染症発生・まん延時における医療」等については、国民の命と健康を守るために国が政策的に主導していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 人口が集中する都市部では、医療需要が非常に高くかつ医療資源が集中していることから、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の構築が求められますが、今般の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については指定都市へ直接交付されず、対象事業も限定されていたため、適時・的確な支援に支障を來しました。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえ、具体的対応方針の再検証では、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

■ 主な費用

(単位:千円)

令和5年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	497,712	国庫補助金 16,381、一般財源 458,264 他
市立病院における小児救急医療経費	255,194	医業収益 215,846、一般会計繰入金 39,348
周産期救急医療事業	123,241	一般財源 123,241
新型コロナウイルス感染症対策事業費（医療施設分）	74,000	国庫補助金（地方創生臨時交付金） 74,000

小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）

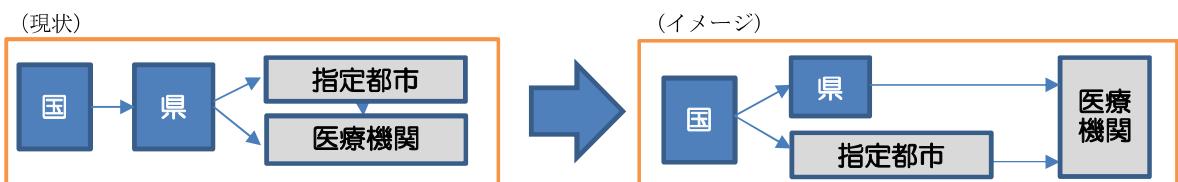


課題

- 小児医療・周産期医療等の不採算
- 小児科医師、産科医師の不足
- 実支出額と比して著しく低い補助金

- 診療報酬を引き上げること**
- 財政措置（補助金）を拡充すること**

緊急包括支援交付金（医療分）の流れ



緊急包括支援交付金（医療分）の対象

国の交付金の対象となる支援	対象となる事業の拡大	課題
新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関の病床確保等		・迅速かつ柔軟な医療機関支援
新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策		
医療機関等における感染拡大防止等の支援等		

地域の実情に応じた
本市の独自支援
(令和4年度実績)

陽性患者の入院受入れ
実績に応じた支援金

- 交付金等を直接交付すること**
- 対象事業を拡大すること**

これらの役割を踏まえ、
地域医療構想の具現化に
あたっては**慎重な議論**を行
う必要がある

公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
 - 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
 - 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供 等
- +
- ★ 新興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応**

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

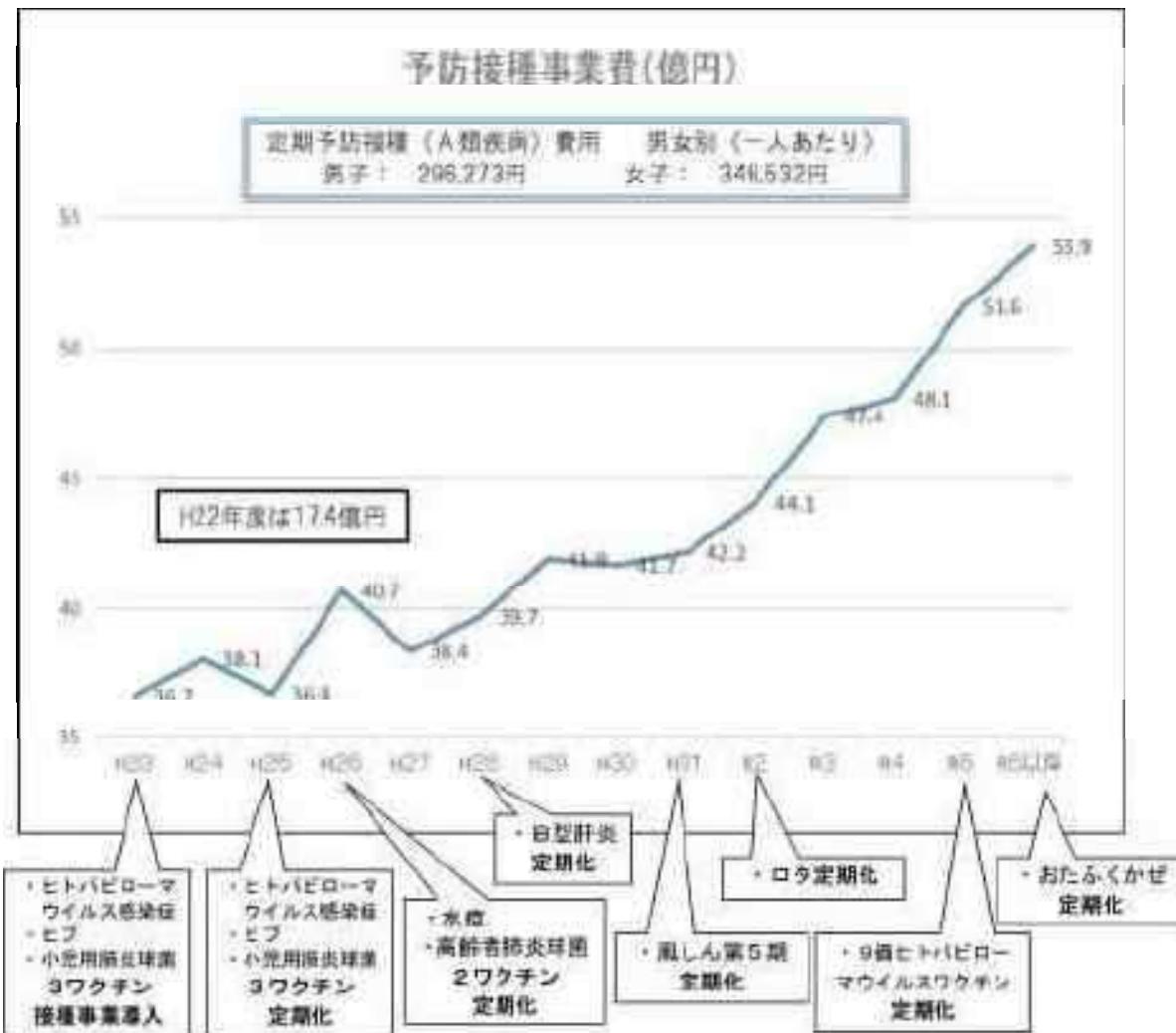
■ 要請事項

- 1 平成24（2012）年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化すること。

■ 要請の背景

- 平成24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置付けるとされ、平成25（2013）年度以降、定期予防接種化が進んでおり、今後は、おたふくかぜの定期接種化についても検討されています。任意予防接種は、原則、全額自己負担となることを踏まえ、早期に定期化する必要があります。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、A類は事業費の9割、B類は事業費の3割が地方交付税措置されていますが、特にA類については、本市を含め、ほとんどの自治体が全額公費負担していることを踏まえ、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、措置を拡充する必要があります。
- また、令和5年度から、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として9価のヒトパピローマウイルスワクチンが追加されることから自治体の負担が拡大することが想定されています。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及び蔓延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



**任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額**

51.6億円 → 53.9億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な財政措置を講ずること。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

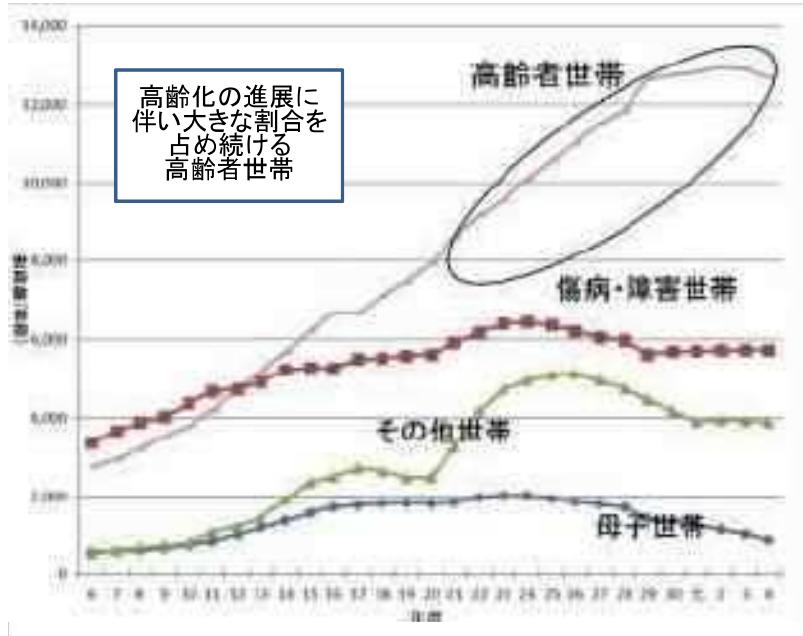
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は大きな割合を占め続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担すべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R5予算	578	428	150

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である
⇒ 国が費用の全額を負担すべき！

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和5年度 … 制度化による国費率の削減(3/4, 2/3, 1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和4年度協議額		
		事業費	国負担額※	
			市負担額	
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	237,494	178,121	59,373
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)				
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)	3/4	138,739	104,054	34,685
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	232,673	155,115	77,558
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	195,690	146,768	48,922
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	12,281	8,187	4,094
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	17,105	11,403	5,702
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	103,664	51,832	51,832

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は除く。

全額
国庫
負担

それまでの間は、
補助率の引き上げが必要！

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

G I G Aスクール構想の推進について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 児童生徒 1 人 1 台端末環境の維持のため、令和 7 年度に予定している端末の更新費用について、児童生徒及び教職員等に必要な台数全てを国庫補助の対象とするとともに、補助単価の引き上げを行うこと。また、今後の方針やスケジュール等についても早期に示すこと。
- 2 通信ネットワーク維持のため、高速インターネット回線接続費用及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。また、少人数学級に伴う学級数の増加や特別教室での端末活用の拡大により、無線アクセスポイントの追加工事が必要となるため、国庫補助事業の事業実施期間を延長すること。
- 3 本構想は、全国一律に実施する施策であることから、地方交付税措置による対応ではなく、国の責任において、学習者用デジタル教科書、ICT 支援員の増員等の経費も含め、今後発生する全ての経費について全額国庫負担とすること。

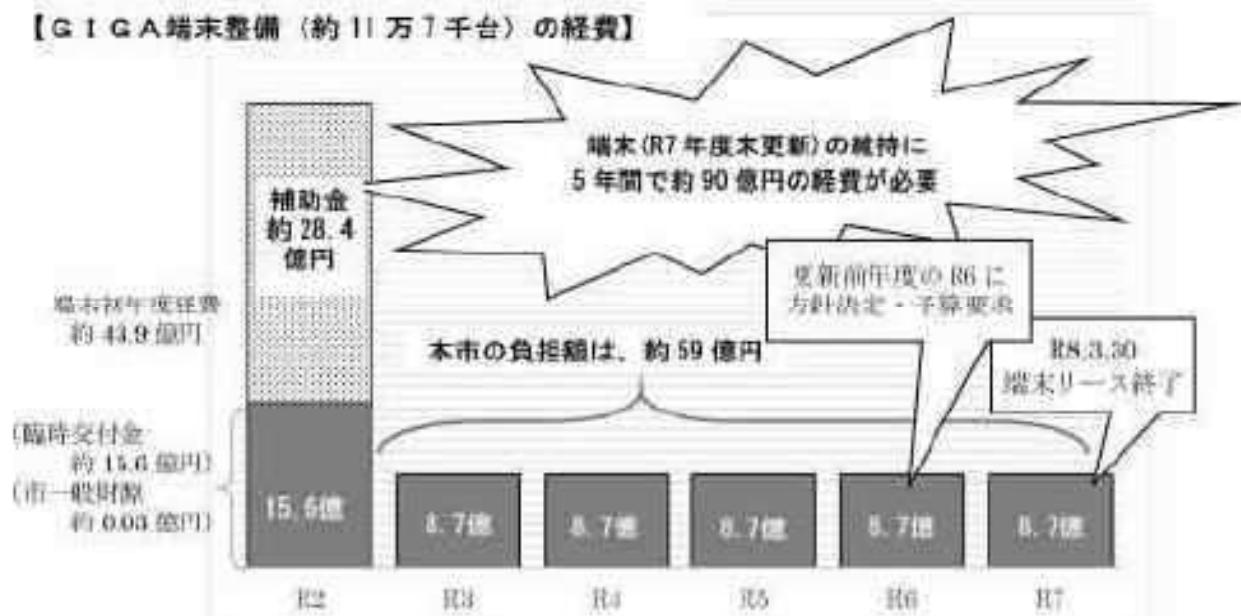
■ 要請の背景

- 令和元（2019）年 12 月 5 日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されました。
- 本市では、令和 2 年度に 1 人 1 台端末と校内無線ネットワーク環境を整備し、令和 7 年度には、端末のリース契約終了に伴い、端末の更新を予定していますが、ネットワーク環境を維持することや、約 11 万 7 千台の端末を市費で更新することは、膨大な負担となります。
- 本市では、Society5.0 を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場における ICT 環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各自治体の財政に与える影響は大変大きなものとなっております。

■ 児童生徒 1人 1台端末環境の維持に係る経費

国のG I G Aスクール構想を実現し、1人1台端末環境を維持していくためには、自治体の負担が大きく、必要台数全てに係る費用全額について継続的かつ十分な財政措置を講じることが必要です。

【G I G A端末整備（約 11 万 7 千台）の経費】



- ・端末更新時には必要台数全てを補助対象とし、補助単価の引き上げが不可欠
- ・令和 6 年度に予算を編成するため、今後の方針を早期に示してもらう必要がある。

■ 通信ネットワークの維持に係る経費



■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。

- ・学習者用デジタル教科書等についても紙の教科書と同様に無償給与すること。
- ・特別教室を含む全ての教室においてデジタル教科書等が活用できるよう環境整備の補助事業期間を延長すること。

- ・義務教育段階において全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置すること。

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 小学校における教科担任制の更なる導入について、全校実施が可能となるよう、他の加配定数の振替によらずに基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 年度の途中において産育休を取得する教員の代替教員の確保は、年度の後半になるほど困難になることから、年度の当初から前倒して任用する場合の定数の対象範囲を拡大すること。
- 4 将来を見据えた採用計画とするため、中学校における35人学級化について、早期に決定するとともに、教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

■ 要請の背景

- ティーム・ティーチング等による指導方法の工夫による効果を維持しつつ、義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、小学校教員の持ちコマ数の軽減による更なる働き方改革の推進等の効果を見据え、既存加配定数の振替によらず、全ての小学校において教科担任制の導入を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 年度の途中において、産育休を取得する教員の代替教員の確保は、年度の後半ほど困難であり、これらの人材を可能な限り早期に確保する必要があります。
- 一方、全国的に教員採用試験の受験者数、倍率が低下する中、当面児童生徒数が増加する本市では、35人学級化による定数増も見込まれます。将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策が実施される必要があります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791
4年度	733	147	880

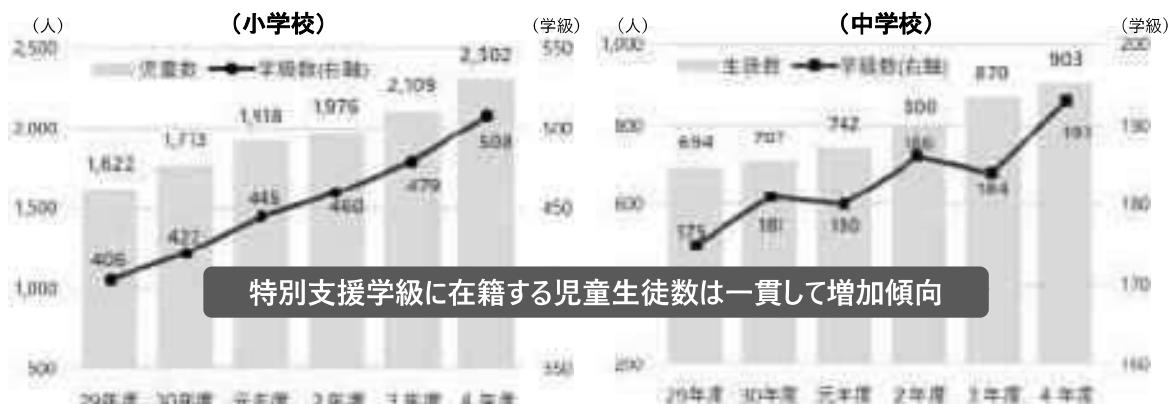
4年間で約1.5倍に増加

(2) いじめ認知件数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948
3年度	4,056	275	4,331

平成29年度の約2倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



特別支援学級に在籍する児童生徒数は一貫して増加傾向

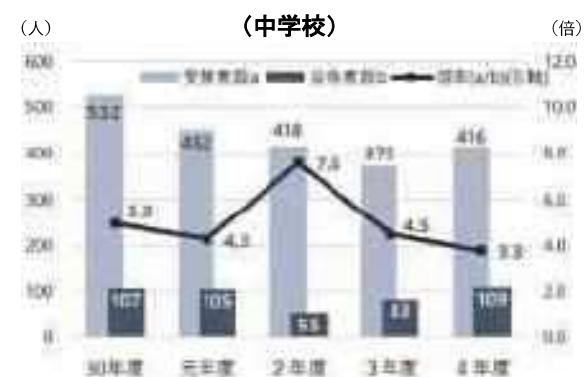
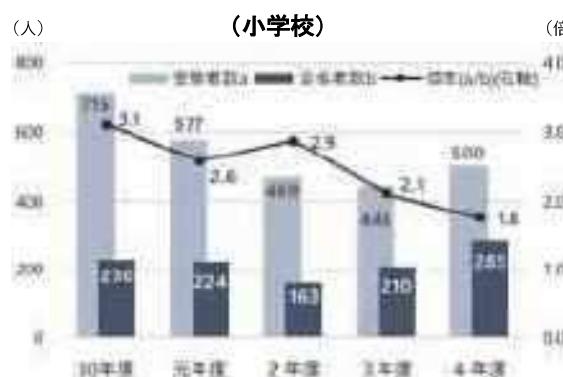
■ 年度途中における月別産育休取得者数の状況（小・中学校）

年度\産休等始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	20	8	11	14	16	13	17	12	7	10	14	13	155
令和2年度	23	16	9	12	16	4	12	11	9	6	12	12	142
令和3年度	17	20	24	14	16	15	18	10	8	11	10	14	177
小学校	11	13	15	10	14	13	13	8	7	9	6	11	130
中学校	6	7	9	4	2	2	5	2	1	2	4	3	47
令和4年度	13	19	19	9	11	15	15	3	13	15	16	17	165
小学校	8	15	13	6	7	12	13	2	10	12	13	12	123
中学校	5	4	6	3	4	3	2	1	3	3	3	5	42

年間を通して任用事由が発生

■ 本市における教員採用試験実施状況

特に小学校において人材確保が困難



この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

全国都市緑化かわさきフェアの開催とその先を 踏まえた公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 全国都市緑化かわさきフェア開催と、基盤となるコア会場の再編整備等を着実に進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 2 夢見ヶ崎公園などの緑化フェアの協賛・連携会場をはじめとする公園緑地について、更なる魅力づくりやライフサイクルコストの縮減に向けた遊具の長寿命化など、整備及び戦略的な維持管理・更新に必要な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 令和6年度に全国都市緑化かわさきフェアを開催する本市においては、コア会場となる富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、新たなみどりの価値・魅力の創出や多様な主体との協働・共創の取組をより一層推進することとしています。
- 富士見公園、等々力緑地では、民間活力を導入し、防災・グリーンインフラ・健康づくりなど新たなニーズに対応した再編整備を進め、生田緑地では、生物多様性の確保や市民協働による緑地保全に向けた用地確保が必要です。
- 動物の飼育・展示を行っている夢見ヶ崎公園など、特色ある公園緑地においても、フェアを契機とした、様々なニーズに対応した公園の柔軟な利活用を促進する魅力的なオープンスペースの創出や、施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図ることが必要です。

■ 費用

- 令和6年度計画事業費
 - ・ 土地取得費 約 1. 6億円 (国費約 0. 5億円)
 - ・ 整備費 約 26. 0億円 (国費約 13. 0億円)
 - ・ 効果促進事業費 約 4. 7億円 (国費約 2. 4億円)



<緑化フェアコア会場位置図>



<主な事業スケジュール>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
緑化フェア	会場準備等		
富士見公園	会場整備等	再編整備	
等々力緑地	会場整備等	再編整備	
生田緑地	会場整備等	整備等	
夢見ヶ崎公園	会場整備等	再編整備	
公園施設の長寿命化		公園施設更新	

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課	TEL 044-200-2390
建設緑政局緑化フェア推進室	TEL 044-200-1736
建設緑政局富士見・等々力再編整備室	TEL 044-200-2417

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

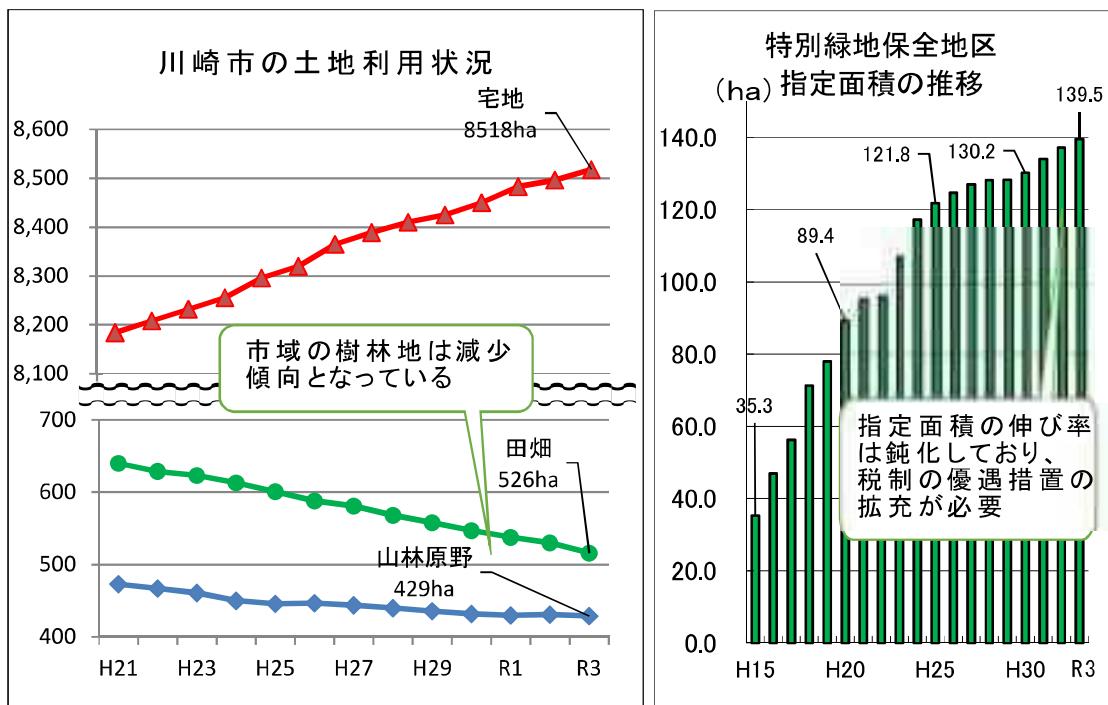
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地の更なる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する財政支援制度を構築すること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上、グリーンインフラの形成等に向け、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を進めており、市民等との協働による保全管理活動を進める一方、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。
- 大径木化した樹木を中心にナラ枯れの被害が拡大していることから、樹木の萌芽更新や持続的な林床管理など保全緑地の再生や、生物多様性を保持させる樹木管理を行うための財政支援制度が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和6年度計画事業費 約11.0億円（国費 約4.0億円）
 - ・特別緑地保全地区用地取得費 約2.6ha 約9.0億円（国費 約3.0億円）
 - ・特別緑地保全地区整備費 約2.0億円（国費 約1.0億円）



斜面安定整備工事
(生田複戸特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動
(久末イノ木特別緑地保全地区)



里山の風景
(西黒川特別緑地保全地区)

緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381